

鱈ヶ沢町議会陳情書等の取扱基準

鱈ヶ沢町議会に提出された陳情書等の取扱基準を次のとおり定めるものです。

1 事務局における分類

- (1) 定例会の議事日程を決定する議会運営委員会開催の前々日までに到着し、鱈ヶ沢町議会会議規則（平成2年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第89条に規定された所定の要件を具備する陳情書等（以下「陳情書」という。）は、次のとおり取り扱う。
 - ① 議長は、受け付けた陳情書について、議員に写しを配布する。
 - ② 郵送・持参を問わず町民から提出された陳情書は、所管の委員会に付託することで議会運営委員会に諮る。
 - ③ 持参された町外在住者から提出された陳情書は、所管の委員会に付託することで議会運営委員会に諮る。
 - ④ 単に郵送された町外在住者又は団体からの陳情書は、資料配布の扱いとする。
- (2) 議長は、特に緊急の必要があると認めたときは、上記の到着期限にかかわらず、陳情書を議会運営委員会に諮り取扱いを協議する。

2 議長における確認

- (1) 議長は、事務局の分類により、委員会付託の扱いとされた陳情書の内容が、別表に掲げる審査になじまない内容に該当するものは、議会運営委員会の意見を聴いて、資料配布の扱いとし、又は議長呈覧にとどめるものとする。
- (2) 議長は、事務局の分類により、資料配布の扱いとされた町外在住者又は団体からの陳情書中、別表に掲げる審査になじまない内容に該当するものは、資料配布の必要性もないと判断した場合は、議長呈覧にとどめるものとする。

3 議会運営委員会における確認

- (1) 議会運営委員会は、議長からの諮問により、請願書及び陳情書の取扱いを協議する。
- (2) 議会運営委員会は、議長からの諮問により、資料配布の扱いとされた町外在住者又は団体からの陳情書中、町民の福祉及び利益の向上に影響を与えるものがないかどうかの確認を行い、万一ある場合には、所管の委員会に付託する。

4 議員の行動

資料配布扱いとされた陳情書について、議員の判断に基づき、次の方法により発議をすることができる。

- ① 所管の委員会による発議（会議規則第 14 条第 3 項）
- ② 議員提案による意見書発議（議員 2 人以上…会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項）
- ③ 議員が紹介議員になって請願書として提出（議員 1 人以上）

5 周知の方法

この基準の周知については、鯉ヶ沢町ホームページに掲載する方法で行う。

6 適用年月日

この取扱基準は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

「別表」

	審査になじまない陳情書の内容
1	法令違反又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの。
2	個人や団体等を誹謗中傷し、その名誉を毀損又は信用を失墜させるおそれがあると思われるもの。
3	司法において係争中の裁判事件に干渉する等、司法権の侵害のおそれのあるもの。
4	個人に関する情報を暴露し、その権利・プライバシーを侵害するおそれのあるもの。ただし、既に公表された事実及び社会的に周知された事実を除く。
5	議員及び町職員の身分並びに人事に関するもの。
6	既に願意が達成されているもの、若しくは実現の見通しが明らかなもの、又は明らかに実現性のないもの。
7	結論を得てからおおむね 1 年を経過していない請願・陳情と同一の趣旨のもので、状況変化が認められないもの。
8	趣旨、願意等が不明確で判然としないもの。
9	本会議・委員会での発言に対し、訂正、削除、撤回、陳情などを求めるもの。
10	外交問題又は国際紛争に関するもの。（人道問題又は国際平和に関するものを除く。）
11	地区要望に類する執行機関への要望を先行することが望ましいもの。
12	営利を目的としているもの。
13	ファックス、電子メール、はがき等で提出されたもの。
14	鯉ヶ沢町の事務に関係しない事項を願意とするもの。